金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　Ottoman　Capital
２．住所　東京都渋谷区富ヶ谷１―10―２AsHEITZ7F
３．代表者の氏名　日本における代表者　ジェイムズ・フィリップ・フィオリロ・オルテガ
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第651号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年10月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年４月５日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ＴＹアドヴァイザーズ
２．住所　東京都千代田区九段北一丁目14番21号九段アイレックスビル302（旧住所：東京都渋谷区桜丘町26番１号セルリアンタワー15階）
３．代表者の氏名　日本における代表者　兼山　嘉人
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第873号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年10月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年４月５日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の名称　岩崎　政男（ファイナンシャル・インベストメント・マネージメント）
２．住所　東京都大田区大森北３―39―13
３．代表者の氏名　岩崎　政男
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第995号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年10月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年４月５日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社フィスコプレイス
２．住所　東京都千代田区九段北４―１―28
３．代表者の氏名　代表取締役　中村　孝也
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1003号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年10月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年４月５日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社フィナンシャルマネジメントシステムズ
２．住所　東京都千代田区永田町２―17―５ローレル永田町310
３．代表者の氏名　代表取締役　山田　英夫
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1004号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年10月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年４月５日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ミマキ
２．住所　東京都港区西新橋一丁目19番６号（旧住所：東京都千代田区麹町一丁目７番地）
３．代表者の氏名　代表取締役　大迫　史隆
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1092号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年10月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年４月５日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　グローバルインベストメント株式会社
２．住所　群馬県太田市飯田町1303番地１
３．代表者の氏名　代表取締役　杉田　光治
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2017号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年10月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年４月５日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　スティール・パートナーズ・ジャパン合同会社
２．住所　東京都千代田区丸の内二丁目２番１号岸本ビル
３．代表者の氏名　代表社員　エス・ピー・ジェイ・ケイマン・リミテッド　職務執行者　野口　直子
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2047号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年10月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年４月５日

関東財務局長　森川　卓也